

## 四街道市部活動地域展開支援事業補助金交付要綱

制定 令和 8 年 2 月 4 日

施行 令和 8 年 4 月 1 日

### (趣旨)

第1条 市長は、生徒が継続的で質の高い多様なスポーツ活動及び文化芸術活動に参加する機会を確保することを目的とし、中学校における休日(週休日と祝日をいう。以下同じ。)の部活動を地域展開するための地域クラブ(各種競技等に係る部活動の場をいう。以下同じ。)を設置し、かつ、当該地域クラブの運営を統括する団体等に対し、四街道市補助金等交付規則(昭和46年規則第6号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、当該年度の予算の範囲において、四街道市部活動地域展開支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

### (対象)

第2条 補助金の交付対象とする事業(以下「対象事業」という。)及び交付対象とする経費(以下「対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

### (補助金の額等)

第3条 補助金の額は、別表に掲げる額をその限度額とする。なお、補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

### (申請)

第4条 規則第3条第1項の規定により補助金の申請をしようとするときは、市長が定める期日までに申請書を市長に提出しなければならない。

2 申請書を提出することができる者は、事前に審査を受け、補助金の交付対象者として適正であると市長が認めた団体等(以下「団体等」という。)とする。

3 前項に規定する審査に係る手続や基準については、市長が別に定める。

4 補助金交付対象者に選定された事業者は、申請する年度に属する予算の範囲内において事業計画書の申請を行うことができる。ただし、申請できる期間は、最長で3年とし、補助金交付の可否は、年度ごとに判断

する。

(申請書添付書類)

第5条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 団体等の規約もしくは定款
- (2) 団体等の役委員名簿
- (3) 団体等の指導員の募集要領
- (4) 団体等の活動計画
- (5) 団体等の予算書(保護者の費用負担の軽減内容を含む。)
- (6) 四街道市立各小中学校の教員が指導員登録をする場合の体制に係る説明書

(実績報告書添付書類)

第6条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象経費に係る領収書の写し
- (2) 対象事業の実施状況の写真

2 市長は、前項の添付書類の一部を省略することがある。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度に係る補助金については、この要綱は、同日後も、その効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項）

1 初年度

経費項目	対象経費	補助金額
事務局設置費	通信機器費、事務所賃貸借費等	対象額の 10/10 以内の額
システム開発費	参加生徒の募集・管理、指導員の募集・管理、専用ホームページ開設に係る費用等	対象額の 10/10 以内の額
事務局管理運用費	事務局人件費、指導員研修費、保険料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、委託費等	対象額の 2/3 以内の額
地域クラブ活動費	指導員等諸謝金、旅費、保険料、借損料、雑役務費等	対象額の 2/3 以内の額

2 2年目及び3年目

経費項目	対象経費	補助割合
システム運用費	参加生徒の募集・管理、指導員の募集・管理、専用ホームページ開設に係る費用等	対象額の 10/10 以内の額
事務局管理運用費	事務局人件費、指導員研修費、保険料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、委託費等	対象額の 2/3 以内の額
地域クラブ活動費	指導員等諸謝金、旅費、保険料、借損料、雑役務費等	対象額の 2/3 以内の額